

宇城市「週休2日試行工事」実施要領（営繕工事編）

（趣旨）

第1条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、宇城市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向け「週休2日試行工事」を実施する。

（週休2日試行工事の定義）

第2条 週休2日試行工事の定義は、次のとおりとする。

（1） 週休2日試行工事

週休2日（現場閉所型）工事及び週休2日（交替制）工事の総称をいう。

（2） 週休2日（現場閉所型）工事

対象期間において、4週8休以上の休日（現場閉所）を確保する取り組みをいう（曜日の特定はない）。

なお、やむを得ず計画した休日（現場閉所）に作業が生じる場合は、振替の休日（現場閉所）を確保するものとする。

ア 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

イ 対象期間

工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む。）が完了した日までとする（工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、ここで言う後片付けの対象に含まない）。よって、工事施工範囲内で全ての作業が完了した後に、現場事務所で行う書類作成・整理については、週休2日の対象期間外の作業として取り扱う。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休2日の対象期間に含まない。

ウ 現場閉所率

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間の日数

※各週、各月で算定を行う

（3） 週休2日（交替制）工事

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取り組みをいう。

ア 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者及び技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は除く。

イ 対象期間

工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む。）が完了した日までとするが、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休2日の対象期間に含まない。

施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

ウ 休日率

休日率＝各技術者・技能労働者の対象期間内の休日日数÷対象期間の日数

※各週、各月で算定を行う

エ 平均休日率

平均休日率＝対象者の休日率の合計÷対象者数

(4) 現場の閉所状況又は平均休日率の状況による区分

ア 完全週休2日（土日）

対象期間の全ての土日において、現場閉所率又は平均休日率が28.5%（2日/7日）以上を行ったと認められる場合。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

イ 4週8休以上（月単位）

対象期間内の全ての月において、現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日/28日）以上と認められる場合。

なお、暦上、週2日の閉所では現場閉所率等が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休以上（月単位）を達成しているものとみなす。

ウ 4週8休以上（通期）

対象期間内において、現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日/28日）以上と認められる場合。

（対象工事）

第3条 対象工事は、次のとおりとする。

(1) 週休2日（現場閉所型）工事

宇城市が発注する営繕工事のうち、原則として、次項に該当する工事を除いた全ての工事を対象とする。

(2) 週休2日（交替制）工事

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な次の工事を対象とする。

なお、応急工事については、週休2日試行工事の対象外とする。

ア 工期や作業工程に制約がある工事

イ 災害復旧工事

（発注方式）

第4条 週休2日試行工事の対象のうち、受注者が週休2日による工事実施を希望し、受発注者間で協議が整った場合に、週休2日試行工事として施工できる「受注者希望型（先積み方式）」とする。

（実施方法等）

第5条 実施方法等は、次のとおりとする。

(1) 条件明示等

発注者は、週休2日試行工事（現場閉所型又は交替制）の対象であることを特記仕様書に明示する。（別紙1参照）

(2) 受注者による意思表示

受注者は、工事着手日前に「週休2日試行工事」実施の意向について、書面で監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。ただし、週休2日実施に伴う工期の変更は行わないこととする。

なお、「週休2日試行工事」の実施を希望しない場合は、次項以降の規定は適用しない。

(3) 看板等による表示

受注者は、「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙2参照）

(4) 休日取得計画

ア 週休2日（現場閉所型）工事

受注者は、施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる休日（現場閉所）取得計画実績表（別紙3参照）を監督員に提出する。

なお、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、休日（現場閉所）取得計画実績表（変更）を監督員に提出しなければならない。

イ 週休２日（交替制）工事

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出する。

(5) 実施報告

ア 週休２日（現場閉所型）工事

受注者は、休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を取りまとめ、毎月、監督員に提出する。

イ 週休２日（交替制）工事

受注者は、休日取得状況表（別紙４参照）により休日の取得状況を取りまとめ、毎月、監督員に提出する。

(6) 確認の方法

ア 週休２日（現場閉所型）工事

監督員は、受注者から提出された休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を確認する。

イ 週休２日（交替制）工事

監督員は、受注者から提出された休日取得状況表の休日を確認する資料として、受注者に対し、休日率を確認できる既存の資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、工事日報、安全教育・訓練等の記録資料等）の提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

（工事費の積算）

第６条 工事費の積算は、次のとおりとする。

(1) 当初設計

発注時は、４週８休以上（月単位）として積算を行う。

(2) 変更設計

現場閉所又は平均休日率の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて完全週休２日（土日）又は補正無しに変更するものとする。

なお、完全週休２日の判断にあたって、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設けることによって、土日を閉所しているとみなす。

また、工事着手前に週休２日に取り組むことについて、受発注者の協議が整わなかったもの（受注者が週休２日の取り組みを希望しないものを含む。）については、週休２日未実施として変更する。

附 則

本要領は、令和３年７月１日以降の入札公告又は指名競争入札通知から適用する。

附 則

本要領は、令和６年４月１日以降の入札公告又は指名競争入札通知から適用する。

附 則

本要領は、令和７年７月１日以降の入札公告又は指名競争入札通知から適用する。

附 則

本要領は、令和７年１０月１日以降の施行伺い決裁分の工事から適用する。

特記仕様書の記載例（週休 2 日試行工事）

特記仕様書に以下を追記する。

(1) 週休 2 日（現場閉所型）工事の場合

(週休 2 日(現場閉所型)工事)

第〇条 本工事は週休 2 日試行工事（週休 2 日（現場閉所型）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、宇城市「週休 2 日試行工事」実施要領（令和 7 年 10 月 1 日）（以下「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4 週 8 休以上（月単位）」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手前日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休 2 日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて完全週休 2 日（土日）又は補正無しに変更するものとする。

(2) 週休 2 日（交替制）工事の場合

(週休 2 日(交替制)工事)

第〇条 本工事は週休 2 日試行工事（週休 2 日（交替制）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、宇城市「週休 2 日試行工事」実施要領（令和 7 年 10 月 1 日）（以下「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4 週 8 休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手前日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休 2 日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて完全週休 2 日（土日）又は補正無しに変更するものとする。

標示板の例

(別紙2)

(1) 週休2日（現場閉所型）工事の場合

140cm	114cm	
	ご協力をお願いします	
	週休2日（現場閉所型）工事	
	〇〇〇〇〇〇を なおしています	
	令和〇年〇月〇日まで 時間帯 8:30~17:00	
	〇〇〇〇工事	
発注者	宇城市〇〇部〇〇課	
	電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
施工者	〇〇〇〇建設株式会社	
	電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

(2) 週休2日（交替制）工事の場合

140cm	114cm	
	ご協力をお願いします	
	週休2日（交替制）工事	
	〇〇〇〇〇〇を なおしています	
	令和〇年〇月〇日まで 時間帯 8:30~17:00	
	〇〇〇〇工事	
発注者	宇城市〇〇部〇〇課	
	電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
施工者	〇〇〇〇建設株式会社	
	電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

休日(現場閉所)取得計画実績表 (記入例)

(別紙3)

工事名:○○○工事(○○工区)

期 間:令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日(契約工期を記載)

カレンダー開始日 2025/8/1 年 2025

現場閉所日数 ÷ 対象期間 = 現場閉所の割合
 閉所の割合 ≥ 28.5%以上(各週2日/7日) 完全週休2日達成
 閉所の割合 ≥ 28.5%以上(各月8日/28日) 4週8休以上(月単位)達成
 閉所の割合 ≥ 28.5%以上(8日/28日) 4週8休以上(週単位)達成 ※補正無し

【凡例】

○ 休日(予定)
 ● 休日(実績)
 □ 作業日(※空欄)
 △ 対象期間外

グレー着色は完全週休2日の達成判断のために翌月を記載する箇所であり、当月の日数にカウントしないこと

毎月、現場閉所率の確認を行う※9

8																																9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
行	特 注 外（始期日から工事着手日まで前項は除いて計画）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

週休2日(交替制)工事 休日取得状況表 (記入例)

(別紙4)

工事名:○○○工事(○○工区)

期 間:令和○年○月○日 ~ 令和●年●月●日(契約工期を記載)

【令和7年8月○週】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	30	8	26.7%	27.4%	4週7休以上4週8休未満
	2 ■■	30	8	26.7%		
B建設(一次下請)	3 ○○	25	7	28.0%		
	4 □□	25	7	28.0%		

月・週毎に実績を確認

月・週毎に平均休日率を確認

【令和7年8月○週】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	31	9	29.0%	28.9%	4週8休以上
	2 ■■	31	9	29.0%		
B建設(一次下請)	3 ○○	31	9	29.0%		
	4 □□	31	9	29.0%		
C建設(二次下請)	5 ××	21	6	28.6%		
	6 △△	21	6	28.6%		

【令和7年9月○週】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	30	9	30.0%	29.2%	4週8休以上
	2 ■■	30	9	30.0%		
B建設(一次下請)	3 ○○	21	6	28.6%		
	4 □□					
C建設(二次下請)	5 ××	14	4	28.6%		
	6 △△	14	4	28.6%		



【対象期間全体】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	91	26	28.6%	28.6%	判定 4週8休以上
	2 ■■	91	26	28.6%		
B建設(一次下請)	3 ○○	77	22	28.6%		
	4 □□	56	16	28.6%		
C建設(二次下請)	5 ××	35	10	28.6%		
	6 △△	35	10	28.6%		

工事完成時に対象期間全体の実績を確認

工事完成時に対象期間全体の平均休日率を確認

(対象期間全体の達成状況により補正を決定する)

■休日率及び平均休日率(各週・各月・通期)

・休日率(%)=各技術者・技能労働者の休日日数÷確認対象期間(工期日数)

・平均休日率(%)=対象の全技術者・技能労働者の休日率の平均

平均休日率	区分	
28.5%以上(各週2日/7日)	完全週休2日	
28.5%以上(各月8日/28日)	4週8休以上(月単位)	
28.5%以上(8日/28日)	4週8休以上(通期)	※補正無
28.5%未満	週休2日未達成	※補正無

営繕工事の労務費補正について

週休2日試行工事の取組みを実施した工事について、労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、工事費の積算を行う。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、熊本県土木部実施設計単価表の工事関係労務費の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

	完全週休2日(土日)※1	月単位の週休2日※2
補正係数	労務費 1.02 現場管理費 1.01	労務費 1.02

※1 完全週休2日(土日)の達成は、対象期間(※3)内の全ての週(原則として、月曜日から日曜日までの7日間とする。)で2日以上現場閉所(現場休息※4)を行ったと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

※2 月単位の週休2日とは、対象期間(※3)において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息※4)を行ったと認められる状態をいう。

※3 対象期間とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

※4 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(2) 市場単価等

市場単価と補正市場単価は、次の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合(基準単価の算定)】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合(基準補正単価の算定)】

- ・ 市場単価 × 改修補正率
- ・ 補正市場単価 × 改修補正率

(参考)「基準単価」「基準補正単価」とは、国土交通省「公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、国土交通省「公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価(又は補正市場単価)を補正して算定すること。

A-2 建築工事の補正率

工 種	摘要※	月単位の週休2日及び完全週休2日	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事(仕上塗料仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事(仕上塗料仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
ユニットその他	物価資料	1.01	1.01

排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日及び完全週休2日	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ベンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日及び完全週休2日	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22